

# 介護保険料

介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。

## 第1段階の方（低所得者）の 保険料の軽減を実施します

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の負担軽減を実施します。

最も所得が低い第1段階の方※は、年額保険料が2万8620円となります。（軽減前3万1800円）

詳しくは、決定通知書に記載している段階と年額をご確認ください。

※ 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

## 特別徴収（年金から保険料が 天引きされている方）

今回確定した年額保険料から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に徴収します。

また来年度の4月の保険料は2月と同額で徴収します。

※ 金額等変更になる場合は別途通知

## 普通徴収（納付書で保険料を 納めている方）

今回確定した年額保険料から1〜3期分を差し引いた額になります。

4期（7月）以降も引き続き、毎月納付書で納めていただきます。  
※ 10月から特別徴収が開始される場合もありますので、通知書の期別（月別）保険料額をご確認ください。

## 保険料の軽減制度

災害・失業等で保険料の納付が困難な場合の納付猶予や、保険料第2・第3段階で生活に困窮している場合の保険料軽減の制度があります。

詳しいことは、お問合せください。

お問合せ 介護保険課

▽保険料 ☎21・3033

▽納付相談 ☎21・3037

## 高齢者肺炎球菌感染症・ 高齢者インフルエンザ予防接種 の自己負担免除

自己負担額免除の確認書類として介護保険料決定通知書を使用できます。

- 第1（生活保護受給者を除く）・第2・第3段階の表記がある通知書は、接種まで保管してください。8月から実施する肺炎球菌感染症予防接種の助成対象者には7月中に通知します。
- お問合せ 保健予防課 ☎32・1547

## 福祉サービス苦情処理制度 26年度の運用状況 福祉サービスについて 困りごと・悩みごとはありませんか

### 福祉サービス 苦情処理制度

福祉サービスの利用や相談、申請の際に、不満を感じた、不公平な扱いを受けたなど、市の機関や事業者などに対する苦情を、第三者委員である福祉サービス苦情処理委員が、中立の立場でお受けします。

対象は、子ども・体の不自由な方・お年寄りなどが、施設や住宅において利用するさまざまな福祉サービスです。

秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

お問合せ 福祉サービス  
苦情処理委員事務局  
☎21・3297  
FAX26・4090

### 苦情の内容と その対応の例

生活保護受給者の医療券申請に係る市の対応（相談者 本人）

**苦情の内容** 札幌の病院で脳外科の手術を受けるため、医療券の申請をしたが「手術は市内で行われなければ認められない」と何の説明もなく言われた。札幌で手術を受けることはできないのだろうか。

**調査結果** 苦情内容について担当課に確認したところ、生活保護の制度上の問題であることが判明した。

**対応結果** 委員から「改めて相談者に対し、状況を説明したほうが良い」との意見があり、その意見を受け、担当課から相談者に対して説明を行った。

### 苦情等の受付状況と 処理結果

この一年間で61件の苦情と12件の相談を受け付けました。  
苦情61件のうち福祉サービスに関するものは56件でした。

